

# PCB特別措置法の一部改正について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に  
関する特別措置法（略称PCB特措法、H13年）

法改正：平成28年5月2日公布

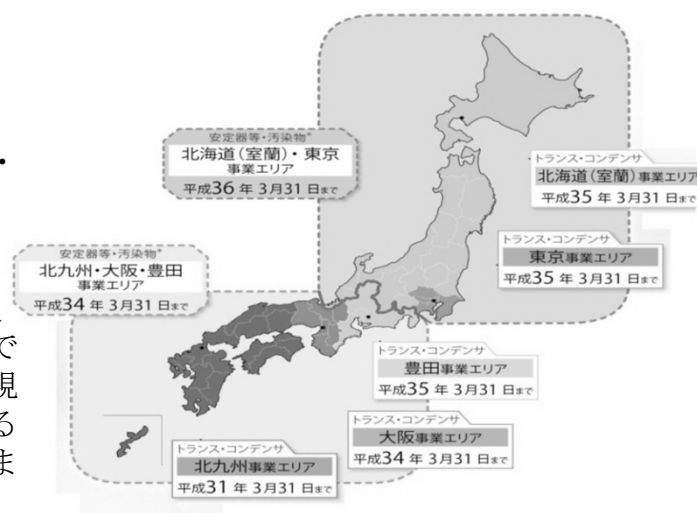
施行：平成28年8月1日予定

## 背景

・現在、高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の処理施設において進められている。

・兵庫県内の高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限は、予定どおり平成34年3月31日までとされており、残された期間は長くないが、現在もなお高濃度PCB使用製品を使用している事業者も存在し、期限内処理の達成はこのままでは容易ではない。

・こうした全国での状況を踏まえ、特措法の一部を改正する法律（以下「改正特措法」という。）が公布（平成28年5月2日）され、処分期限が計画的処理完了期限の1年前と定められたことから、1日でも早く確実に処理を完了するための措置が講じられることとなった。



トランス

コンデンサ

安定器

## 改正特措法の概要

### 1 PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定（第6条）

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

### 2 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条）

保管事業者は、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。

使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者は、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付ける。

### 3 報告徴収・立入検査権限の強化（第24条及び第25条）

特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

### 4 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。